

平成 29 年 10 月 3 日

佐々木(正)委員

前回の質問で、ともに生きる社会かながわ憲章推進特別委員会なものですから、この理念をどのように県民に伝えていくかということで、先ほどから他会派も質問されておりましたが、根底にあるところで、優生思想、ヘイトクライムというところに切り込んでいかなければいけないのではないかというお話をさせていただきました。許されない存在、あり得ない犯罪という表層の言葉だけでは決定的なインパクトにはならないと私は思っており、その加害者側が普遍的な正義感を持っているという、逮捕された後であっても障害者はいなくなった方がよいなんてことをコメントしている事実があるわけです。これは精神障害というレベルではなく、作戦をもってやって、それが公的な利益、正義なんだと言い切っているわけですから、そういうところにしっかりと切り込んでいかなければ、許されないからそういう事件を風化させてはいけないというレベルでは、決定的なものではない、弱いと思っています。そういう意味で、質問させていただき、前回は、それにどうやって憲章を理念として切り込んでいくのか、撲滅していくための刷新をしていくのかということをおっしゃっていただいたところです。

今回の事件についても、平等という言葉に対して、その裏側にあるものは何か、差別という言葉が共生社会啓発担当課長から出たが、私は無関心だと言わせていただきました。無関心層にどのようにそれを切り込んでいくのかということが大事だと思っているのですが、その思想を持っている人間に対しても、無関心層も怒りを持っていかなければ、一部の理解ある、そういう憲章をつかった県議会だけでなく、多くのそういう識者の方も含め、そういう思想を持っている人間だけでなく、無関心層をしっかりと啓もうしていくこと自体が憲章の一番の目的だということをおっしゃっていただいたと思いますが、その後、どのように推進をしてきたか、お伺いします。

共生社会啓発担当課長

前回、委員から質問を頂き、ともに生きる社会かながわを実現するためには、県からの発信だけではなく、多くの企業、団体も一緒になって取り組んで、この社会を形成していかなければならないというお答えをさせていただいておりますが、一つには無関心層というか、日頃から障害のある方と接点のない方を対象にみんなあつまれ 2017 ということになります。どこまで反対という思想の持ち主に切り込んでいけるかという難しい部分がありますが、いろいろな形で発信していくという意味で、単純にイベントをホームページに載せたり、チラシを配布したりという形だけではなく、動画をつくったり、各イベント会場に足を運んで、この普及啓発活動をしたり、若しくは出店プロジェクトを、クラウドファンディングを使いながら、いろいろな発信の仕方をしながら工夫し、徐々にこのイベント自体も企業の協力をいただき、ボランティアの協力もいただきながらつくっておりますが、そういった形で徐々にともに生きる社会というものを築いていくことが地道に行っていくことかと考えております。

佐々木(正)委員

前回の質問の答えと全く変わらないというか、それをなめただけみたいな形になっているので、その後、どうやって取り組んだかということを知っているのです。行っているのか、いないのかで構いません。そういうことに取り組むと言ったのだから、取り組んでいるのかどうかということです。それは、お題目を言えばずっと言うが、そういうことを知っているのではないわけです。あ のときに、取り組んでいきますと言ったのだから、それについて前向きな、一つでも、一つでも進んだものがあるのかということを知っているのです。

福祉部長

前回の当特別委員会 のときに佐々木委員から、無関心層に切り込んでいくという話がありました。今回のみんなあつまれ2017の取組で、どのような形で行くかというところ、いわゆる無関心層を取り込んでいくには一緒に体験していただくところから気付きの機会を得ていくというところの中で、先ほどもお話が出ている出店プロジェクトというものは、障害者のつくったものを売るというよりも、おいしいものを体験していただき、それが障害者の作業所でつくっているということと、もう一つは、今回のアートの出店もありますが、ここもすばらしい芸術があって、それも障害者がつくったものということで、そういうところから気付きをつくっていきこうというところで、そういう体験型のイベントとして企画させていただき、動画もこのような形で作らせていただきました。

これは、例えば、特別支援学校だったり、高等学校だったりというところで、実際に一緒にこの趣旨も含めて体験していただき、当日につなげていくという取組もさせていただいております。そういう形で、この優生思想というのは、一概に簡単になくなるものではないと思います。国の調査でも、かなり差別があるという意見も出ている中で、地道な長い取組、また、どのような形でそれを感じていただくかというのは、様々な工夫が必要かと思いますが、一つ一つへの工夫をし、取り組んでいるところです。

佐々木(正)委員

取り組んでいることは分かっていますから、それで本当によいのかということを知りたいし、今も言っているのです。表層的な事象を障害者がいろいろなことを行って、すばらしいと思うのだが、なぜ、こんなあり得ない事件が起きたのかというところの深いレベルまで議論を重ねていくことをしないと、イベントを行っているからよいということではないと思うのです。この憲章の理念というのは、そういうところに切り込んでいく発信を深く議論しながら行っていただきたい。再生基本構想やハード的な整備というものは行っているし、行っていかなければならないこともたくさんあると思うのです。イベントとか、いろいろな障害児を理解するためのことも行っていかなければならないと思うのですが、深い部分の議論を重ねていくということも必要なのではないかと思います。憲章をつくったからこそ、神奈川県で起こった事件だからこそ、そういうところに行政も切り込んでいく必要がある。そうしないと、そういう思想がなくならないと思うのです。神奈川県は国が行うまで待っているとか、国がこう言っているからとかではなく、神奈川県だからこそ行っていかな

ければならないということがあると思っていますので、その辺りについても再度お聞きしますが、保健福祉局長、いかがでしょうか。

保健福祉局長

実際に、そのとおりだと思います。今回、みんなあつまれ2017もそうですが、そのいわば盛上げの一つとして動画もつくっております。今、20万回近い再生回数ですが、発信力のある方を動画の中に採用し、いろいろな方に発信をして、まずは関心を持ってもらい、ここに来ていただいて体験してもらおうということが重要だということで、こういうことを行っております。同時に、関心がない方に少しでも関心を持ってもらうという取組と併せて、委員御指摘のように、より深い考察というか、なぜこういう事件が起きたのか、その事件をなくすために我々はどういう行動が必要なのか、そこまで踏み込んだ深い検討というか、それをいろいろな方々と議論し合いながら模索していくといった取組も必要だと思いますので、そういった対応も含めて、今後、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

そういう強いお言葉を頂きましたので、是非、私自身も様々な教育もさせていただきたいと思っておりますし、自分も行っていきたいと思っておりますが、例えば、イベントの中でそういうフォーラムなどを持っていくとか、堅くて厳しい議論になるかもしれませんが、行っていかなければならないことは行っていかなければならない。イベントの趣旨と違うかもしれないとか、いろいろあるかもしれませんが、別な形での障害者の皆様の本当に理解を深める障害者週間も平成29年12月にあるし、その前には制定したとも生きる社会かながわ推進週間もあるし、そういうところで例年行っていただきたいということを強く要望させていただきます。

その上で、今回の津久井やまゆり園の再生の中で、様々な団体の方から、説明をして様々な質疑があったということですが、再生基本構想の中でも政令市との調整が必要と記載されているということも書いてあります。特に、私は相模原市選出ですが、短期入所や多くの市内、市民の方々が津久井やまゆり園を利用されていたわけです。事件後に在宅サービスを中心に利用できないということが実際に起こって、市の市民をフォローする中でも障害者の計画を相模原市の第2計画とか、中期目標をつくったりして、いろいろ行っているわけです。今回、その中で芹が谷と千木良という形で132名が、暮らしていける体制を選択制でつくっていくということですが、それが地域に認められるかということでは、その2箇所だけではなくてもよかったのではないかと思うのです。何か選択制があるというものを言われると、障害者のために選択制を一杯持った方がよいのではないかと素直に思ってしまったわけです。だったら、もっと多くてもよいのではないかということをおっしゃったのですが、政令市であるそういう施設ですので、市も協力して行っているのだと思いますが、連携体制を相模原市はどのような受け止め方をしているのか、教えてください。

共生社会推進課長

津久井やまゆり園のある相模原市との調整ですが、検討段階においても、話し合いの場を持ったところですし、また、再生基本構想案の取りまとめ後の平成

29年9月にも相模原市との打ち合わせの場を持ったところです。その中で、相模原市からは、津久井やまゆり園では短期入所の受入れ等もしていましたので、芹が谷移転後は津久井やまゆり園において、短期入所の受入れができなくなったという中で、相模原市としても、津久井やまゆり園を利用されていた短期入所の御家庭を訪問して状況を伺ったり、今後、相模原市としても地域生活を支援していくことを検討しているということも伺っております。

また、御意見として、新たな施設の整備に当たりまして、引き続き、広域的な役割なども勘案してほしいといった御意見も頂いているところです。再生基本構想案については、短期入所機能の充実強化、あるいは地域生活の拠点機能といった内容も位置付けているところであり、こうしたところも十分説明させていただいたところでして、こうした再生基本構想の中に盛り込まれている重要なポイントについては、相模原市と連携し、役割分担をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

是非、地元や市とも連携を深めていただきながら、実際に現場で福祉障害者に対する対応をしているのは基礎自治体、相模原市ということもあるので、くれぐれも連携を取っていただきたいと思えます。

次に、障害者の就労雇用対策の取組についてお伺いします。障害者雇用促進センターでは、障害者法定雇用率未達成企業への個別訪問や出前講座を実施しているということですが、これまでの実施状況など、どのようになっているのか、お伺いします。

雇用対策課長

まず、企業訪問についてですが、障害者雇用促進センターでは、労働局やハローワークと連携を図り、障害者雇用の不足数が1人以下、あと一步で障害者法定雇用率を達成できる中小企業を中心に個別訪問を行い、障害者雇用の必要性などについて説明し、国の助成金の制度や雇用事業の紹介を行うなど、障害者雇用についての普及啓発を行っているところです。平成29年8月末現在で163社を訪問しておりますが、このうち現在も求人中であるなど、既に障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業が全体の約2割あり、一方で、経営上の問題などから障害者雇用に積極的ではない企業が全体の約2割となっております。残りの約6割の企業ですが、障害者雇用についての義務は認識しているが、障害特性が分からない、どう求人を進めてよいか分からないなど、具体的な取組に踏み出せないといった状況となっております。今後は、こうした企業へ再訪問を行い、障害についての理解や、障害者に担っていただく仕事の切り出しなど、具体的なアドバイスを行ってまいりたいと思っております。

また、出前講座については、企業の要請に応じて障害者雇用促進センターの職員が、その企業等に出向いて講習を行うというものでして、平成29年8月末現在で3件実施しているという状況です。

佐々木(正)委員

3件という実施件数は少ないという印象は否めないわけですが、PRが足りないのではないかと思います。先ほどの御質問にもありましたが、神奈川県障害者雇用推進連絡会では、知事はどのような発言をしているのか、お伺い

します。

雇用対策課長

障害者雇用推進連絡会ですが、知事は出席しておりません。

佐々木(正)委員

私の言葉が足らなかったのですが、団体に知事がPRをしているわけですが、その内容をお聞かせください。

雇用対策課長

平成29年6月30日に働き方改革の推進並びに雇用機会の確保についてということで、県内の経済団体に知事が自ら出向き、要請を行いました。障害者雇用に関する発信については、障害者雇用推進連絡会において団体と連携して取り組んでいるところですが、事業主の皆様には法定雇用率の達成に向けて御尽力いただくとともに、精神障害者の積極的な雇用、職場定着に向けた適切な配慮など、より一層の取組をお願いしますといったことや、障害者雇用促進センターが中小企業を支援する体制を整えてますので、積極的に御活用くださいという要請をしております。

佐々木(正)委員

手元に記者発表資料があり、働き方改革の推進と雇用についてということで、知事と神奈川労働局長から団体の方に宛てた依頼文があるのですが、人生100歳時代の到来という知事が一番推進している言葉が書いてあります。しかし、この文章に若者や障害者についてのところは、津久井やまゆり園の件が一つも触れていないのです。本当に知事は、津久井やまゆり園のことに関心があって、この憲章をつくった意義を伝えていただこうとしているのかどうか、よく分からないのです。人生100歳時代が一丁目一番地だとよく言われるからなのかもしれないかもしれませんが、津久井やまゆり園の問題というのの一つも出てきていないというのは問題ではないでしょうか。雇用対策課としては、津久井やまゆり園の事件を受けて、どこの県よりも障害者雇用を促進していくという意識を高めていかなければならない使命があると思うのですが、いかがでしょうか。

雇用対策課長

委員御指摘のとおりだと思います。障害者雇用の促進というのは、ともに生きる社会に向けての取組です。障害者雇用の様々なイベントでは、ともに生きる社会のチラシを配付したり、神奈川県障害者雇用推進連絡会の冒頭では、産業労働局長が挨拶の中で、この憲章の紹介をして呼び掛けを行ったところですが、働き方改革推進並びに雇用機会の確保についての要請の中で、記載が漏れてしまったということは深く反省しております。

佐々木(正)委員

これが、去年の6月30日だったら分かるのです。しかし、今年の6月30日に出したものだから言っているのです。津久井やまゆり園の事件を風化させないためにも、来年は恐らく書くのでしょう。障害者の雇用促進の中で、津久井やまゆり園の事件が一個も出てきていないのは問題があるのです。福祉、教育だけではなく、雇用の方もそういった意識を持ってほしいと思います。産業労働局長は、これについてどのように思いますでしょうか。

産業労働局長

ともに生きる社会かながわ憲章については、私どもとしては障害者の雇用もしっかり促進していかないといけないし、この憲章の精神を県民の一人一人、県内企業の皆様にもしっかり周知を進めていくことで、事件を風化させないように取り組む必要があると認識しております。県内企業には、いろいろなネットワークを持っておりますので、周知をしていくとともに、要請に関しては、そうした要素が入っているか確認した上で、取り組んでいきたいと思っております。今後も企業や労働団体等に私どもの思いが伝わるように、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

佐々木(正)委員

福祉、教育、労働と理念を貫いて進めていっていただきたいと思うのです。逆に、こうした事件があったからこそ、神奈川県は障害者雇用が伸びたと言わせてみせるというくらいの勢いで取り組まなければいけないのではないかと思います。私は、どこの県よりも障害者雇用が伸びたと言わせる意気込みが、神奈川県には必要なのではないかとということをお願いして質問を終わります。